

# 2026～2030年度 環境配慮計画

2026年4月1日

国立研究開発法人国立環境研究所環境マネジメントシステム運営規程第12条に基づき、次のとおり環境配慮計画を定める。

区分	取組項目	中期的目標 (2026～2030年度)	取組区分		No.	実施計画	(参考) 対応するSDGsとターゲット
			組織の 取組	個人の 取組			
1. 気候変動対策	(1) 二酸化炭素排出量	「2050年カーボンニュートラル」の実現に向けて、地球温暖化対策推進法に基づく地球温暖化対策計画における2030年度の二酸化炭素排出抑制目標以上の削減を目指す。 (地球温暖化対策計画が見直されたときは、見直し後の目標を基準とする。) また、再生可能エネルギーの活用を積極的に進める。	○		1	エネルギー供給面からの省エネルギー対策を実施する。	 13.2 気候変動対策を国別の政策、戦略及び計画に盛り込む。 13.3 気候変動の緩和、適応、影響軽減及び早期警戒に関する教育、啓発、人的能力及び制度機能を改善する。
			○		2	建物・設備の省エネルギー化を実施。施設の新設の際には、つくば本構キャンパスマスタープランの理念を考慮する。	
			○		3	研究所全体の省エネルギーに係る進行管理を行うとともに、必要に応じて対策の見直しを行う。	
			○		4	再生可能エネルギーを利用した電力の調達を進める。	
	(2) エネルギー使用量	特に電力については、毎年度の節電計画において、年間を通じた使用電力量の削減を図るとともに、夏期における使用最大電力の計画的な抑制を行う。	○		5	部署の活動に伴う環境への負荷を認識し、省エネルギー、省資源の面からその負荷を継続して軽減することを推進する。	 7.2 2030年までに、世界のエネルギーミックスにおける再生可能割合を大幅に拡大させる。
			○	○	6	研究活動における省エネルギー対策を実施する。	
			○	○	7	オフィス内のこまめな節電を実施し、室内温度を適正に管理する。	
			○	○	8	オンライン会議や環境負荷の少ない通勤・移動手段への転換促進、柔軟な勤務制度の運用等により、組織的・自主的な取組を支援・誘導及び実施する。	
2. 廃棄物・リサイクル	(1) 廃棄物の減量化・リユース・リサイクル	リユースの一層の推進を図るため、徹底した廃棄物の分別に努め一層の発生量の削減を図る。	○	○	1	廃棄物の分別・適正処理を徹底するための部署での周知等及び取組を実施する。	 12.5 2030年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。
			○		2	不用物品の所内リユース・移管又は売却、リユース品の購入を励行する。	
				○	3	研究活動における廃棄物の適正処理を徹底及び減量化を実施する。	
			○	○	4	紙使用量削減につながる取組及び対策を実施する。	
	(2) グリーン購入	物品・サービスの購入・使用に環境配慮を徹底グリーン購入法特定調達物品の100%調達	○		5	環境物品等の調達の推進を図るための方針を作成及び徹底並びにグリーン購入を推進する。	 12.7 国内の政策や優先事項に従って持続可能な公共調達慣行を促進する。
				○	6	部署で物品等の調達の際に環境配慮事項について確認する等の取組を推進する。	
	(3) プラスチックごみの削減	プラスチックごみの削減、循環的な利用及び処分等を推進	○	○	7	プラスチックごみ削減等につながる取組及び対策を実施する。	 14.1 2025年までに、海洋堆積物や富栄養化を含む、特に陸上活動による汚染などあらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減する。

区分	取組項目	中期的目標 (2026～2030年度)	取組区分		No.	実施計画	(参考) 対応するSDGsとターゲット
			組織の 取組	個人の 取組			
3. 化学物質のリスク管理	(1) 化学物質管理	化学物質の適正な使用・管理	○		1	化学物質等管理システムにより、適正に管理を実施し、所全体での適正管理を行うよう啓発・指導を行う。	 つくる責任 つかう責任  12.4 2020年までに、合意された国際的な枠組みに従い、製品ライフサイクルを通じ、環境上適正な化学物質やすべての廃棄物の管理を実現し、人の健康や環境への悪影響を最小化するため、化学物質や廃棄物の大気、水、土壌への放出を大幅に削減する。   安全な水とトイレを世界中に  6.3 2030年までに、汚染の減少、投棄廃絶と有害な化学物質や物質の放出の最小化、未処理の排水の割合半減及び再生利用と安全な再利用の世界的規模での大幅な増加させることにより、水質を改善する。
			○		2	化学物質等のリスクアセスメントの実施について対象物質を取り扱う全ての作業者に指導を行う。	
			○		3	部署で使用する化学物質をその合成、購入、保管、使用から廃棄に至るまで適正に管理し、環境保全上の支障の未然防止と所員の安全確保をするよう所員に指導する。	
				○	4	研究活動における化学物質の保管、使用、廃棄を適正に実施する。	
4. 生物多様性の保全	(1) 構内の緑地等の管理	生物多様性に配慮した管理	○		1	本部の構内を地域の自然環境の一部ととらえ、生物多様性保全にも配慮した緑地等管理及び緑地等管理計画に基づき適切な緑地等管理を実施する。	 陸の豊かさも守ろう  15.1 2020年までに、国際協定の下で義務に則って、森林、湿地、山地及び乾燥地をはじめとする陸域生態系と内陸淡水生態系及びそれらのサービスの保全、回復及び持続可能な利用を確保する。
				○	2	構内の緑地等管理や生態系保全に協力する。	
5. 上水使用量	(1) 上水使用量の削減	上水使用量の削減を図る。	○		1	部署の活動に伴う水使用量を認識し、節水型装置を可能な限り導入するなど上水使用量の削減対策を実施する。	 安全な水とトイレを世界中に  6.4 2030年までに、全セクターにおいて水の利用効率を大幅改善し、淡水の持続可能な及び供給を確保し水不足に対処するとともに、水不足に悩む人々の数を大幅に減少させる。
				○	2	研究活動における水使用量の削減を実施する。	
				○	3	日常面における節水を実施する。	
6. その他	(1) 情報発信	取組成果の情報発信	○		1	所内の環境配慮の取組成果の情報発信を図る。	

(※) 感染症の流行期にあつては、感染対策に支障が生じることのないよう十分に留意しつつ環境配慮の取組に努めるものとする。